

参考

保安機関の認定について（平成9年4月1日付け平成09・03・31立局第78号）の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
2. 技術能力について (1)～(3) (略) (4) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また、「配置」とは事務所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に10分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けられることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは<u>差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡先への連絡ができないときに備えて、それを補完する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。</u> ③及び④ (略) (5) (略)	2. 技術能力について (1)～(3) (略) (4) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また、「配置」とは事務所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に10分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けられることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。 ③及び④ (略) (5) (略)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号）別紙1の新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現 行
3. 技術能力について (1)及び(2) (略) (3) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また、「配置」とは事務所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に10分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、<u>出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡先への連絡ができないときに備えて、それを補完する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。</u> ③及び④ (略) (4) (略)	3. 技術能力について (1)及び(2) (略) (3) 緊急時対応の要件 ① (略) ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また、「配置」とは事務所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事務所の近隣（当該事務所に10分以内で到達できる範囲）において一般消費者等から連絡を円滑に受けることができる状態で待機することも含まれる。 なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合を含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等からの連絡を受けた者が、<u>出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。</u> ③及び④ (略) (4) (略)

【保安機関の認定について（運用通達）】

【記の2. (4) ②】

2. 技術的能力について

(1)～(3) 略

(4) 緊急時対応の要件

緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。

① 緊急時対応の認定に当たっては、事故時の原因及び責任の所在等を明確化し被害者の十分かつ円滑な救済を図るという観点から、責任の所在が明確な主体のみが認定の対象となる。

② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能でな体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事業所の近隣（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することとされるものとする。

なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。

③ 告示第2条第3号イ中「第1号表中への項において算定される数以上の保安業務資格者」は、例えば消費者戸数が千戸である場合、 $1000/20000=0.05$ となるが、この場合は人の数であるから、当然1人ということになる。

④ 告示第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」の欄に記載された出勤するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

(5) 略

【液化石油ガス法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（審査基準）】

【別紙1の3. (3) ②】

3. 技術的能力について

(1)～(2) 略

(3) 緊急時対応の要件

緊急時対応を行う保安機関については告示第122号第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。

① 緊急時対応の認定に当たっては、事故時の原因及び責任の所在等を明確化し被害者の十分かつ円滑な救済を図るという観点から、責任の所在が明確な主体のみが認定の対象となる。

② 告示第122号第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、夜間に事業所の近隣（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けることができる状態で待機することとされるものとする。

なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えない。

③ 告示第122号第2条第3号イ中「第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者」は、例えば消費者戸数が千戸である場合、 $1000/20000=0.05$ となるが、この場合は人の数であるから、当然1人ということになる。

④ 告示第122号第2条第3号ロ中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」の欄に記載された出勤するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により現地の道路事情等を勘案するものとする。

(4) 略

三 前二号に定めるもののほか、緊急時対応にあつては次に掲げる要件に適合するものとする。

イ 保安業務を行う事業所ごとに常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安業務資格者が配置されること。

ロ 保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。

四 保安機関の保安業務資格者のうち、事業所ごとに、少なくとも一人は第二種販売主任者若しくは液化石油ガス設備士の免状の交付を受けた者であること。